福島県の給与・定員管理等について

１　総括

（１）人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口 （令和6年1月1日現在）	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B／A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	人 1,795,219	千円 1,224,298,248	千円 7,701,625	千円 234,923,721	% 19.2	% 18.9

（２）職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給　与　費				一人当たり給与費 B／A
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	
令和5年度	人 25,732	千円 113,947,741	千円 20,944,056	千円 44,747,778	千円 179,639,575	千円 6,981

(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
千円 6,872

(注)1　職員手当には退職手当を含みません。

2　職員数については、令和6年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。

3　給与費については、任期付短時間職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費を含みますが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

（３）ラスパイレス指数の状況

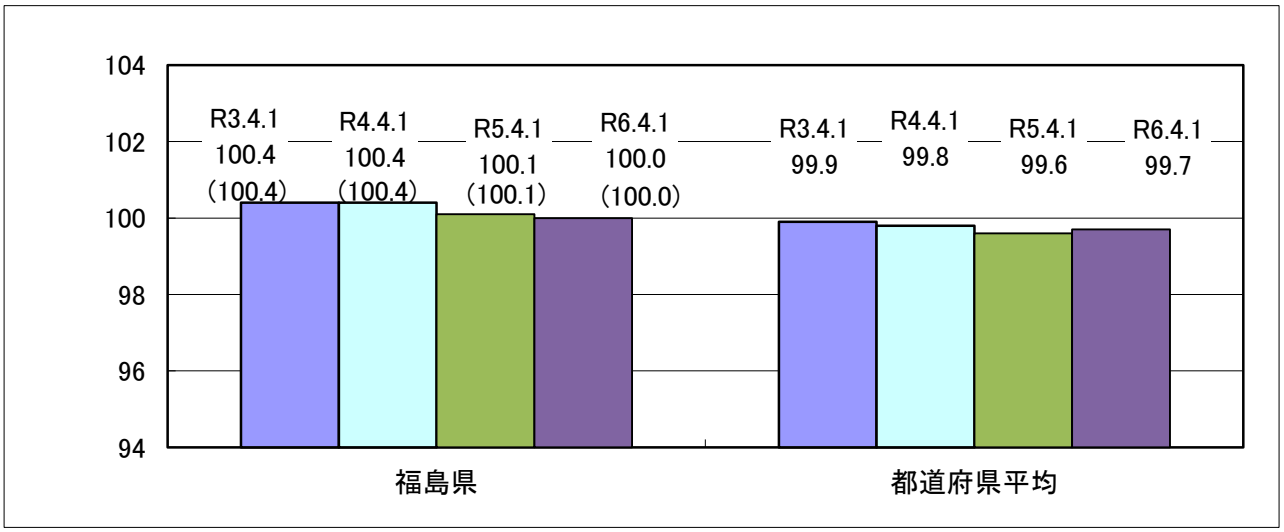

（注）１ ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

２　()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。

（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給割合）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）

３　ラスパイレス指数（地域手当補正ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の７割水準に設定される職員を除いている。

（４）給与改定の状況

①月例給

区　分	人事委員会の勧告				給与改定率	（参考）国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A−B	勧告（改定率）		
令和6年度	円 379,303	円 368,969	円 10,334	% 2.80	% 2.80	% 2.76

（注）「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給（期末・勤勉手当）

区　分	人事委員会の勧告				年間支給月数	（参考）国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A−B	勧告（改定月数）		
令和6年度	月 4.58	月 4.45	月 0.13	月 0.15	月 4.60	月 4.60

（注）「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

（５）給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】
　国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 ・ 未実施]

（給料表の改定実施時期）
平成27年4月1日

（内容）
　行政職給料表については、人事院勧告に準じた世代間の給与配分の見直しを行うため、若年層で最大約1.5%引き上げる一方、高齢層を中心に最大3.3%引き下げることにより、平均1%引き下げました。
　なお、激変緩和措置として、平成27年4月1日から令和2年3月31日までの5年間にわたり経過措置を実施しました。
　また、他の給料表についても、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しております（医療職給料表（一）を除く）。

②地域手当の見直し

（支給割合）
県内全市町村が支給対象外地域です。なお、県外事務所については、国基準の支給割合により支給しております。

（実施時期）
平成27年4月1日。国同様、段階的に支給割合を引き上げております。

③その他の見直し内容

単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施しております。（平成27年4月1日実施）

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

（１）　職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和６年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
福島県	42.8 歳	326,500 円	407,692 円	357,321 円
国	42.1 歳	323,823 円	405,378 円	－ 円
都道府県平均	42.4 歳	321,156 円	410,148 円	362,985 円

②技能労務職

区　分	公　務　員					民　　間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
福島県	54.6 歳	131 人	311,300 円	349,037 円	321,721 円	－	－	－	－
うち運転手	58.7 歳	45 人	307,400 円	348,240 円	317,138 円	乗用自動車運転者 (タクシー運転者除く)	58.7 歳	200,700 円	1.74
うち用務員	58.9 歳	22 人	349,500 円	366,895 円	354,573 円	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	49.1 歳	244,800 円	1.50
うち守衛	－ 歳	0 人	－ 円	－ 円	－ 円	警備員	52.3 歳	261,100 円	－
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	330,553 円	－ 円	－	－ 歳	－ 円	－
都道府県平均	53.9 歳	149 人	308,506 円	363,394 円	339,367 円	－	－ 歳	－ 円	－

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しております。（令和4年～令和6年の3ヶ年平均）。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

区　分	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
福島県	－	－	－
うち運転手	5,559,580 円	2,654,300 円	2.09
うち用務員	6,155,440 円	3,297,300 円	1.87
うち守衛	－ 円	3,371,400 円	－

※　年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福島県	46.8 歳	395,400 円	443,286 円
都道府県平均	44.8 歳	370,607 円	432,659 円

④小・中学校（幼稚園）教育職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福島県	45.9 歳	375,600 円	415,662 円
都道府県平均	41.8 歳	356,431 円	412,158 円

⑤警察職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
福島県	37.9　歳	334,700　円	454,014　円	360,365　円
国	41.8　歳	328,209　円	388,322　円	－　円
都道府県平均	39.3　歳	334,004　円	475,875　円	383,957　円

(注)1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しております。

（2）職員の初任給の状況(令和６年４月１日現在)

区　分		福島県	国
一般行政職	大 学 卒	207,100　円	196,200　円
	高 校 卒	174,400　円	166,600　円
技能労務職	高 校 卒	172,800　円	－　円
	中 学 卒	163,700　円	－　円
高等学校教育職	大 学 卒	230,300　円	－　円
	高 校 卒	186,300　円	－　円
小・中学校教育職	大 学 卒	230,500　円	－　円
	高 校 卒	186,400　円	－　円
警察職	大 学 卒	236,100　円	227,600　円
	高 校 卒	198,500　円	191,800　円

（3）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和６年４月１日現在）

区　分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	274,200　円	365,000　円	401,700　円	418,200　円
	高 校 卒	233,900　円	302,900　円	356,300　円	383,300　円
技能労務職	高 校 卒	在籍者なし	在籍者なし	314,900　円	349,700　円
	中 学 卒	205,100　円	在籍者なし	在籍者なし	317,100　円
高等学校教育職	大 学 卒	318,800　円	404,600　円	438,500　円	448,600　円
	高 校 卒	在籍者なし	在籍者なし	在籍者なし	426,600　円
小・中学校教育職	大 学 卒	322,500　円	400,100　円	428,500　円	436,300　円
	高 校 卒	在籍者なし	在籍者なし	在籍者なし	在籍者なし
警察職	大 学 卒	298,900　円	394,100　円	425,100　円	429,300　円
	高 校 卒	275,000　円	352,900　円	402,000　円	416,900　円

３　一般行政職の級別職員数等の状況

（１）一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和６年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
１　級	主事、技師	人 874	% 14.4	円 186,700	円 263,900
２　級	主事、技師	人 751	% 12.4	円 234,000	円 315,900
３　級	主査、副主査	人 1,322	% 21.7	円 265,400	円 362,800
４　級	主任主査、主査	人 1,547	% 25.5	円 292,200	円 398,200
５　級	副課長、主任主査	人 603	% 9.9	円 315,400	円 409,900
６　級	本庁課長、主幹	人 741	% 12.2	円 342,200	円 429,200
７　級	本庁部次長、本庁課長	人 150	% 2.5	円 382,000	円 461,500
８　級	本庁部次長	人 54	% 0.9	円 425,800	円 486,700
９　級	本庁部長	人 32	% 0.5	円 477,100	円 547,500
10　級	本庁部長	人 2	% 0.0	円 541,900	円 580,800

（注）１　福島県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

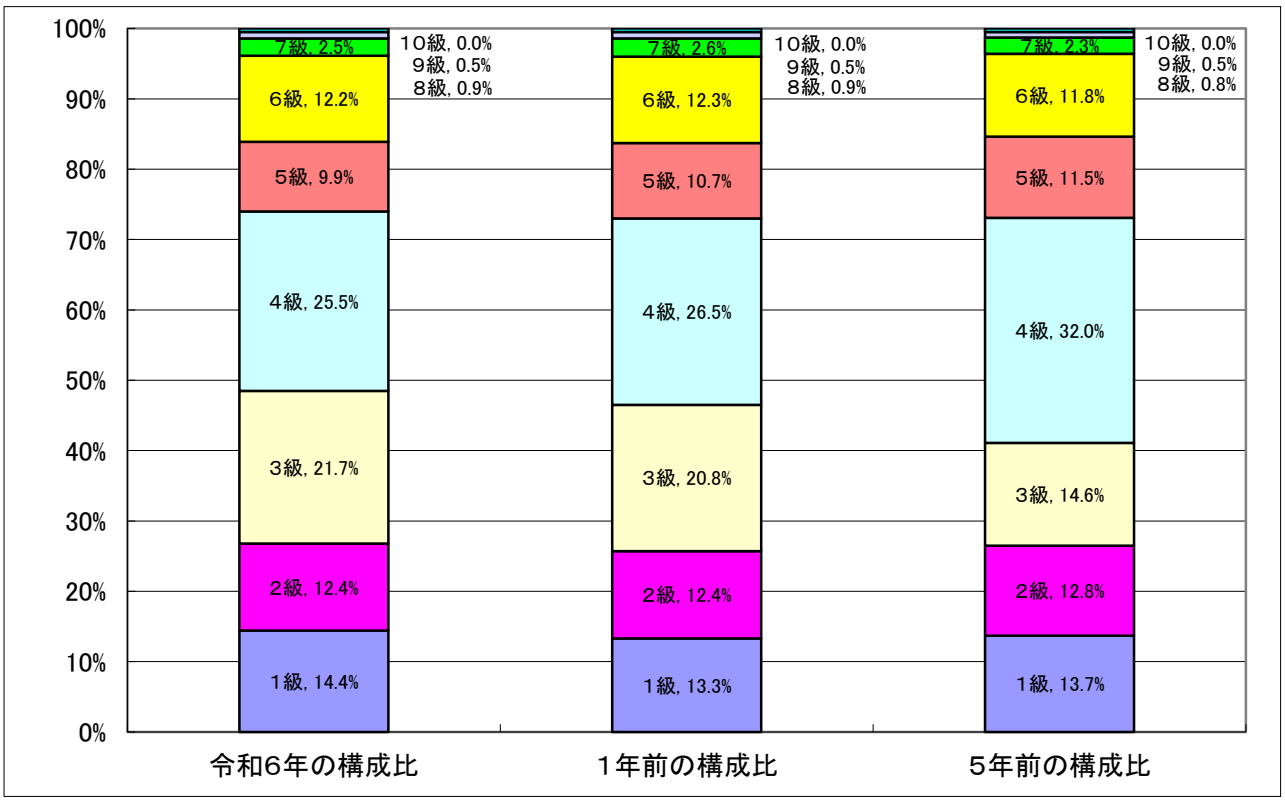

（２）国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和６年４月１日現在）

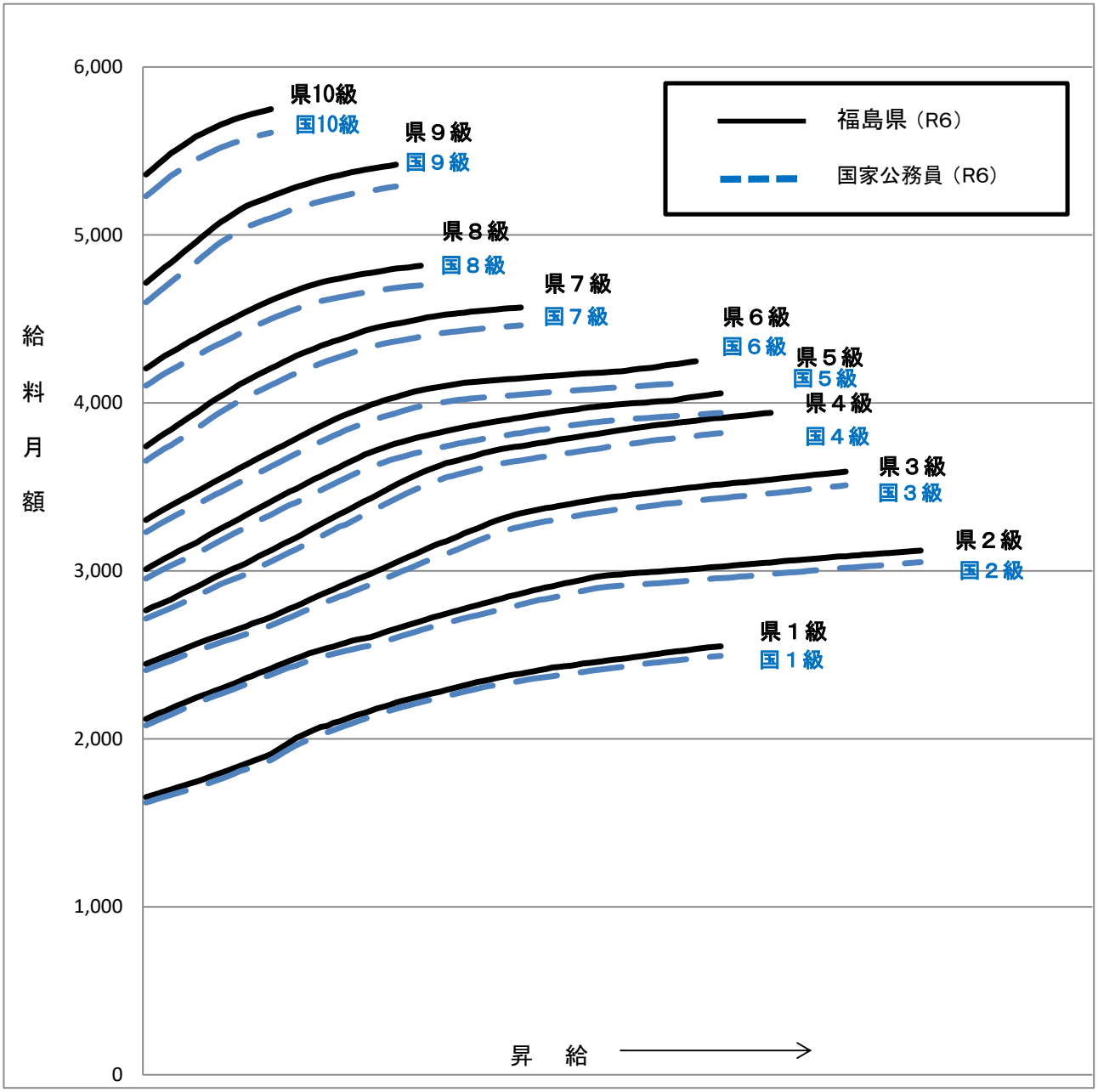

（３）昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（福島県）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

4　職員の手当の状況

（1）期末手当・勤勉手当

福　　島　　県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,663　千円	－
(令和5年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.00　月分 (1.375) 月分　(0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.05　月分 (1.375) 月分　(0.975)　月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　10～25%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（福島県）

令和年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

（2）退職手当（令和６年４月１日現在）

福　　島　　県			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	7,931 千円	22,779 千円			

(注)1　退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

2　国では平成25年10月31日をもって従来の勧奨退職を廃止し、同年11月1日から応募認定退職を導入しております。

3 「応募認定・定年」のうち、「定年」には、定年退職及び定年引き上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

（3）地域手当（令和６年４月１日現在）

支給実績(令和5年度決算)			68,952 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			638,444 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20 %	41 人	20 %
大阪府大阪市	16 %	5 人	16 %

愛知県名古屋市	15 %	3 人	15 %
宮城県仙台市	6 %	5 人	6 %
北海道札幌市	3 %	4 人	3 %
群馬県前橋市	3 %	1 人	3 %
千葉県千葉市	15 %	1 人	15 %
埼玉県さいたま市	15 %	1 人	15 %
医師	16 %	22 人	16 %
上記以外の全市町村	0 %	25,649 人	0 %
平均支給割合	0.05 %	－	0.05 %

（注）「国の制度（支給割合）」の欄の平均支給割合は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の支給割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給割合です。

また、上記のほか、他の都道府県の警察官であった者が平成23年12月28日（適用日）以後に、福島県の警察官となった場合の特例措置の対象となる職員に対しては、適用日の前日に在籍していた支給対象地域に係る支給率等により支給しています。

（４）特殊勤務手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（令和4年度決算）	1,497,115 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	151,376 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）	37.5 %
手当の種類（手当数）	30

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険現場作業手当	建設事務所等に勤務する職員	高所、トンネル内、道路上等の危険な現場において行う作業に従事した場合	日額240円～610円
水中作業手当	水産海洋研究センター等に勤務する職員	潜水作業、冬期間における魚類の採卵作業等に従事した場合	日額270円 （潜水作業は310円～1,500円／時間又は回）
爆発物取扱等作業手当	警察職員又は地方振興局等に勤務する職員	爆発物の処理作業、火薬類、高圧ガス等製造施設において行う災害調査等の作業等に従事した場合	日額250円～4,600円 （爆発物処理作業は1回につき5,200円）
航空業務手当	右記業務に従事した職員	航空機に搭乗して行う災害発生状況等の調査、捜索救難等の作業に従事した場合	1時間当たり1,900円～5,100円 ※危険を伴う場合など業務内容に応じた加算あり
家畜等取扱手当	畜産研究所、家畜保健衛生所、保健福祉事務所等に勤務する職員	種雄牛馬豚の精液の採取、家畜保健衛生に関する病性鑑定、とさつ検査等の作業に従事した場合	日額240円～1,740円 月額4,000円（専ら従事）
死体処理手当	警察本部又は警察署に勤務する職員等	死体の検視、解剖立会い等の作業に従事した場合	1体1,600円（死体収容、搬送等） ※心身に著しい負担を与えると認められる場合加算あり（上限3,200円） 1体3,200円（検視、解剖補助等）
感染症防疫等作業手当	保健福祉事務所、家畜保健衛生所等に勤務する職員 （特定新型インフルエンザ等に係る特例）	感染症汚染区域における診療、家畜伝染病汚染区域等における防疫作業等の作業に従事した場合 （特定新型インフルエンザ等から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した場合）	日額290円 （患者の身体に接触する等の場合4,000円、その他の場合3,000円）

有害物等取扱手当	試験研究機関等に勤務する職員	有害物又は薬物を使用して行う試験、研究等のうち、著しく健康を害するおそれがある作業に従事した場合	日額290円
放射線取扱手当	診療放射線技師又はハイテクプラザに勤務する職員等	エックス線照射装置等による放射線を照射する作業等に従事した場合	日額240円 (給料の調整額の支給を受けない職員の場合1,340円)
災害応急作業等手当	右記業務に従事した職員	重大な自然災害、事故災害の発生現場等における災害警備、遭難救助等の作業等に従事した場合	日額480円～840円 ※危険を伴う場合など作業内容に応じた加算あり(上限1,680円) (福島第一原発敷地内、帰還困難区域内等での作業の場合、日額660円～40,000円)
用地交渉等手当	建設事務所等に勤務する職員	現地において公共用地取得交渉、損失補償交渉の業務に従事した場合	日額650円 (正規の勤務時間外に行われた場合975円)
教員特殊業務手当	県立学校又は市町村立学校の教諭等	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務、宿泊を伴う引率指導業務等に従事した場合	日額1,800円～8,000円 ※甚大な非常災害の際、心身に著しい負担を与えると認められる業務に従事した場合加算あり(上限16,000円)
教育業務連絡指導手当	県立学校又は市町村立学校の教諭又は養護教諭	教務、生徒指導等の業務に当たる主任等で困難な業務に従事した場合	日額200円
県税賦課徴収手当	地方振興局(県税部)等に勤務する職員	県税の賦課又は徴収のため納税者、滞納者等に直接接し、又はこれらに関係する機関を訪問して行う業務に従事した場合	日額1,050円(上限20,000円) 月額20,000円(専ら従事)
技術者養成指導手当	テクノアカデミー等に勤務する職員	教育職給料表の適用を受けない職員が、職業教育等の専門的知識を必要とする授業を担当し、又は消防訓練指導等に従事した場合	日額460円(消防訓練指導) 給料月額×10/100等(授業担当)
乗船業務手当	右記業務に従事した職員	漁業指導船等に乗り組み、漁業に関する指導、航海実習指導等の業務に従事した場合	日額490円 (機関室作業の場合780円)
保健福祉等特殊業務手当	保健福祉事務所等に勤務する職員	生活保護法、児童福祉法等の保健福祉関係法の規定により、要保護者等に接して行う生活指導、相談、調査等の業務に従事した場合	日額340円～960円 月額12,800円(生活保護法の規定により行う生活指導等に専ら従事した場合)
夜間等特殊業務手当	警察署、児童相談所等に勤務する職員	深夜に行われる犯罪捜査、交通取締り、要保護児童の介助等の業務に従事した場合	勤務1回230円～7,400円 (月79,500円上限)
環境衛生検査等作業手当	右記業務に従事した職員	公害防止に関する法令の規定に基づき現地で行う健康被害のおそれがある検査の作業等に従事した場合	日額350円
犯則取締等手当	地方振興局(県税部)、水産事務所等に勤務する職員	地方税法の規定に基づく犯則事件の調査、漁業法等の規定に基づく検査、検挙等の業務に従事した場合	日額500円～550円

犯罪捜査等手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	防弾装備を着装かつ武器を携帯して行う銃器犯罪捜査、その他の犯罪捜査、被疑者の逮捕の業務等に従事した場合	日額310円～1,640円
交通取締等手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	道路上において行う道路交通法等違反者の取締り等の業務に従事した場合	日額250円～840円 (夜間の場合840円～1,260円)
鑑識作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	犯罪鑑識の作業並びに理化学、法医学又は銃器弾薬類の知識を利用して行う鑑定の作業に従事した場合	日額310円 (現場での作業の場合560円)
護衛等手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	天皇、皇族等の身辺警護又は核燃料物質等の輸送警備の業務に従事した場合	日額640円～1,150円
警ら手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	警ら、治安警備又は雑踏警備に係る警備実施の業務に従事した場合	日額340円～560円
病院等特殊業務手当	総合療育センター等に勤務する医師等	専ら診療に従事した場合等	日額410円 月額20,000円～50,000円 (専ら従事)
野犬捕獲作業手当	保健福祉事務所等に勤務する職員	野犬、こう傷犬等の捕獲又は抑留の作業等に従事した場合	日額350円～1,100円 月額7,500円(専ら従事)
兼任授業担当手当	高等学校に勤務する教諭等	本務としての業務以外に行う高等学校の夜間の課程の授業等に従事した場合	1時間1,200円
多学年学級担当手当	小学校、中学校又は義務教育学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員	2又は3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	日額290円(2学年) 日額350円(3学年)
夜間学級担当手当	中学校又は義務教育学校に勤務する教育職員	本務として夜間の授業を行う学級に関する業務に従事した場合	日額1100円(給料表の2級以上) 日額800円(給料表の1級)

(５) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	5,181,390　千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	653,473　円
支給実績(令和4年度決算)	5,577,251　千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	689,912　円

（６）その他の手当（令和６年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算見込み）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算見込み）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 （支給額） 行政職給料表7級以下相当 配偶者6,500円、子10,000円等 行政職給料表8級以上相当 配偶者3,500円、子10,000円等 行政職給料表9級以上相当 子10,000円	同じ	－	2,386,914 千円	294,317 円
住居手当	借家等に居住している職員（月額9,500円を超える家賃を支払っている者に限る。） （支給額） 借家等：上限28,000円	一部異なる	支払家賃9,500円以上を対象	2,301,528 千円	306,054 円
初任給調整手当	医療職給料表（一）の適用を受ける職員等で採用困難と認められる職等に一定期間支給 （支給額） 勤務地及び支給年次に応じた額等	一部異なる	人材確保等のため医師に対して当分の間50,000円を加算した額を支給	80,305 千円	1,131,056 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担し、又は自動車等交通用具を使用することを常例とする職員等に支給 （支給額） 交通機関利用：6箇月定期券等の価額による一定額 交通用具使用：通勤距離に応じた額(上限70,600円)	一部異なる	運賃等相当額が64,000円超の場合、超える額の1/2を加算	3,310,667 千円	158,072 円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員に支給 （支給額） 基本額30,000円、距離に応じた加算額8,000円～70,000円	一部異なる	加算額の交通距離区分について、300kmまでを交通距離50kmごとに区分	384,248 千円	430,288 円
管理職手当（給料の特別調整額）	管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定する職にある職員に支給 （支給額） 職務の級及び職の区分に応じた額（定額）	一部異なる	一般行政職の場合、4級5種45,400円～10級1種139,300円を支給	1,874,226 千円	709,934 円
特地勤務手当等	山間地その他生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務している職員に支給 （支給額） 給料及び扶養手当の月額の合計額に支給地域ごとに定める割合を乗じた額	同じ	－	308,508 千円	443,258 円

定時制通信教育手当	県立高等学校において定時制の課程又は通信教育に従事する教育職員に支給 (支給額) 月額8,000円～24,000円			32,371 千円	220,210 円
産業教育手当	県立高等学校において産業教育に従事する教育職員に支給 (支給額) 月額11,000円～23,000円			145,452 千円	273,406 円
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校、高等学校又は市町村立学校に勤務する教育職員に支給 (支給額) 8,000円以内で職務の級及び号給に応じた額			1,020,903 千円	72,112 円
農林漁業普及指導手当	農業、林業又は水産業に関する普及指導員の職務に従事する職員に支給 (支給額) 給料月額の8/100の額			61,132 千円	349,325 円
宿日直手当	宿直又は日直勤務に従事した場合に支給 (支給額) 勤務1回につき一般職員の場合5,500円、医師が入院患者の病状等の急変等に対処する場合21,000円等	一部異なる	一般職員の手当額5,500円	70,767 千円	156,911 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等又は平日深夜(午前0時～5時)に勤務した場合に支給 (支給額) 勤務1回につき定額(管理職手当の支給区分に応じて定める額)	一部異なる	週休日等:4,000円～12,000円(6時間超える場合は150/100を乗じた額) 平日深夜:2,000円～6,000円	58,141 千円	418,280 円
夜勤手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 (支給額) 勤務した全時間に対し、勤務1時間当たりの給与額の25/100の額	同じ	―	364,630 千円	144,751 円
休日給	祝祭日及び年末年始等の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給 (支給額) 勤務した全時間に対し、勤務1時間当たりの給与額の135/100の割合を乗じた額	同じ	―	1,008,449 千円	449,598 円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、支給対象地域に在勤する職員に支給 (支給額) 基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額	同じ	―	350,260 千円	61,524 円

５　特別職の報酬等の状況（令和６年４月１日現在）

区分		給料月額等		
給料	知事	1,122,000 円	(1,320,000)円	
	副知事	927,000 円	(1,030,000)円	
議員報酬	議長	1,010,000 円		
	副議長	900,000 円		
	議員	830,000 円		
期末手当	知事 副知事	（令和5年度支給割合）	3.35 月分	
	議長 副議長 議員	（令和5年度支給割合）	3.35 月分	
退職手当		（算定方式）	（1期の手当額）	（支給時期）
	知事	給料月額×在職月数×支給率(53.6/100)	33,960,960円	原則として任期毎。本人の申出により通算も可。
	副知事	給料月額×在職月数×支給率(45.4/100)	22,445,760円	原則として任期毎。本人の申出により通算も可。
	備考			

（注）1　給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額です。

2　退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）務めた場合における退職手当の見込額です。

3　知事、副知事については、平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間、それぞれ給料の15%、10%の減額措置を行っています。

６　職員数の状況

（１）部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年度4月1日現在）

部門		区分	職員数 令和6年	職員数 令和5年	対前年度増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	35	35	0	
		総務・企画	1,095	1,069	26	移住定住推進、地域公共交通対策等
		税務	238	235	3	
		民生	596	572	24	児童相談所体制強化
		衛生	694	703	△ 9	
		労働	104	100	4	
		農林水産	1,458	1,466	△ 8	
		商工	284	280	4	
		土木	1,154	1,152	2	
		計	5,658	5,612	46	（参考：人口10万当たり職員数　315　人）
	教育部門		16,824	16,860	△ 36	学校統合による教員の減等
	警察部門		3,924	3,915	9	
	小計		26,406	26,387	19	（参考：人口10万当たり職員数　1,470　人）
公営企業等会計部門	病院		422	410	12	病院整備等に係る定員増等
	下水道		26	26	0	
	その他		46	61	△ 15	港湾整備特別会計から普通会計への移入等
	小計		494	497	△ 3	
合計			26,900 〔28,536〕	26,884 〔28,528〕	16 〔8〕	（参考：人口10万当たり職員数　1,498　人）

（注）1　職員数は一般職に属する職員数です。

2〔　　〕内は、条例定数の合計です。

（２）年齢別職員構成の状況（令和６年４月１日現在）

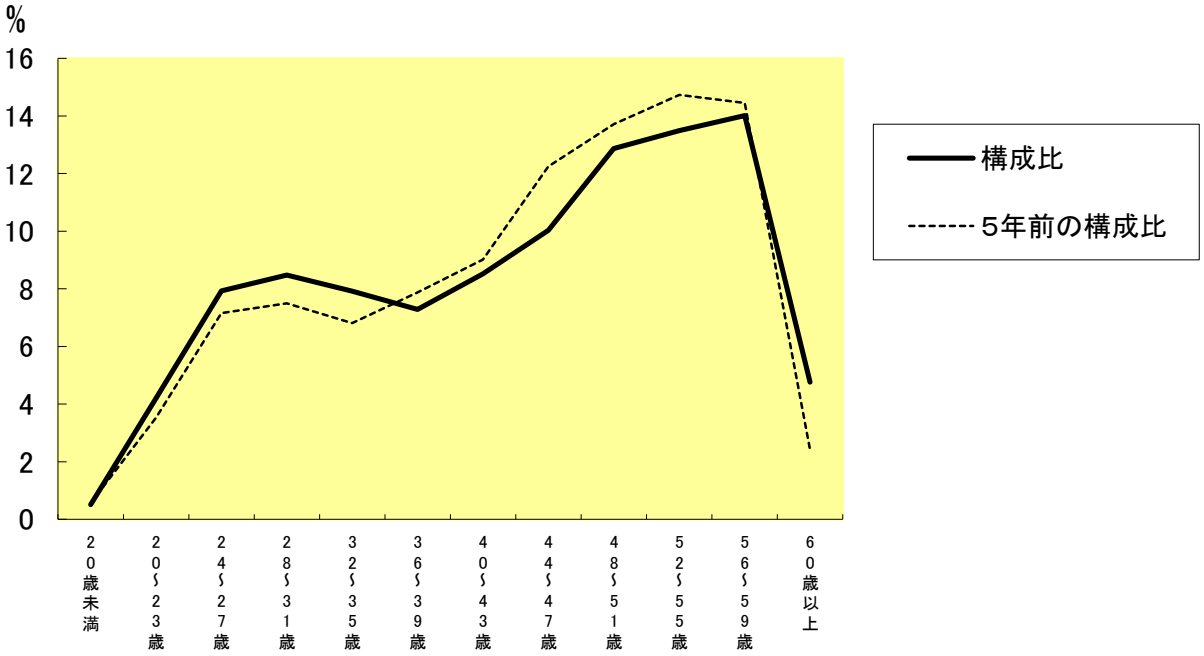

区　分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 131	人 1,281	人 2,281	人 2,217	人 2,280	人 2,059	人 2,084	人 2,496	人 3,151	人 3,563	人 3,643	人 1,714	人 26,900

（３）職員数の推移

（単位：人・％）

年度／部門別	令和元年	２年	３年	４年	５年	６年	過去５年間の増減数（率）
一般行政	5,692	5,686	5,699	5,646	5,612	5,658	△ 34 （△ 0.6 %）
教　育	15,996	16,009	17,431	17,075	16,860	16,824	828 （ 5.2 %）
警　察	3,986	3,968	3,952	3,930	3,915	3,924	△ 62 （△ 1.6 %）
普通会計計	25,674	25,663	27,082	26,651	26,387	26,406	732 （ 2.9 %）
公営企業等会計計	493	475	454	465	497	494	1 （ 0.2 %）
総合計	26,167	26,138	27,536	27,116	26,884	26,900	733 （ 2.8 %）

（注）　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

７　公営企業職員の状況

（１）工業用水道事業（企業局）

①　職員給与費の状況

ア　決算

区　分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	（参考） 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5 年度	千円 2,555,567	千円 △ 85,465	千円 275,083	% 10.8	% 5.5

（注）　資本勘定支弁職員に係る職員給与費310.32千円を含みません。

区　分	職員数	給　　与　　費				一人当たり給与費
	A	給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	B／A
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和5年度	33	153,182	18,619	58,236	230,037	6,971

(参考)都道府県平均一人当たり給与費
千円
6,341

(注)1　職員手当には退職給与金を含みません。

2　職員数については、令和6年3月31日現在の人数です。

3　職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員は含みますが、会計年度任用職員は含みません。

②　職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和６年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
工業用水道事業	46.6　歳	378,239　円	580,917　円
全国平均	44.8　歳	342,602　円	528,333　円

(注)　1　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

2　全国平均とは、工業用水道事業における全国平均値です。

3　平均年齢の全国平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③　職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

工業用水道事業(福島県)	普通会計(福島県)
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,727 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,663 千円
	※工業用水道事業全国平均　1,488 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.00　月分 (1.375) 月分　(0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.00　月分 (1.375) 月分　(0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5 ～ 20% ・管理職加算　15 ～ 25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5 ～ 20% ・管理職加算　15 ～ 25%

(注)　( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ　退職手当（令和６年４月１日現在）

工業用水道事業(福島県)			普通会計(福島県)		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695　月分	24.586875　月分	勤続20年	19.6695　月分	24.586875　月分
勤続25年	28.0395　月分	33.270750　月分	勤続25年	28.0395　月分	33.27075　月分
勤続35年	39.7575　月分	47.709000　月分	勤続35年	39.7575　月分	47.709　月分
最高限度額	47.7090　月分	47.709000　月分	最高限度額	47.709　月分	47.709　月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(　2%～ 20%加算)			定年前早期退職特例措置(　2%～ 20%加算)		
1人当たり平均支給額	10,232 千円	20,390 千円	1人当たり平均支給額	7,931　千円	22,779 千円
			※工業用水道事業全国平均		7,005 千円

(注)　1　退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

2　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引き上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ　地域手当（令和６年４月１日現在）

支給実績(令和5年度決算)			0　千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			0　円
支給対象地域等	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
県内全市町村	0.0　%	33　人	0.0　%

(注)令和5年度における支給対象者はいません

エ　特殊勤務手当（令和６年４月１日現在）

支給総額(令和5年度決算)	28　千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	2,154　円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)	39.4　%
手当の種類(手当数)	4

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険現場作業手当	出先機関職員	高所、トンネル内、道路上等の危険な現場において行う作業に従事した場合	日額240円～450円
災害応急作業等手当	出先機関職員	重大な災害が発生した箇所において行う巡回監視、応急作業等に従事した場合	日額480円～730円
東日本大震災に係る災害応急作業等手当	本局職員、出先機関職員	東日本大震災に対処するための作業に従事した場合	日額660円～40,000円
用地交渉等手当	出先機関職員	現場において事業に必要な土地の取得等に係る交渉等に従事した場合	日額650円 正規の勤務時間外50/100加算

オ　時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	7,886　千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	342,870　円
支給実績(令和5年度決算)	6,198　千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	258,250　円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ　その他の手当（令和６年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
管理職手当	知事部局に同じ			8,219　千円	913,222　円
扶養手当	〃			3,332　千円	256,308　円
住居手当	〃			3,780　千円	290,769　円
通勤手当	〃			2,694　千円	112,250　円
単身赴任手当	〃			912　千円	456,000　円
休日給	〃			27　千円	27,000　円
夜勤手当	〃			1　千円	1,000　円
管理職員特別勤務手当	〃			3　千円	3,000　円

(注) 支給実績のある手当のみ記載しています。

（２）地域開発事業（企業局）

①　職員給与費の状況

ア　決算

区　分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	（参考） 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5 年度	千円 10,208	千円 1,319,927	千円 5,024	% 49.2	% 32.7

（注）令和6年度は資本勘定支弁職員に係る職員がおりません。

区　分	職員数 A	給　与　費				一人当たり給与費 B／A
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	
令和5 年度	人 1	千円 2,973	千円 252	千円 1,096	千円 4,321	千円 4,321

（参考）都道府県平均 一人当たり給与費
千円 6,604

（注）1　職員手当には退職給与金を含みません。

2　職員数は、令和6年3月31日現在の人数です。

②　職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和６年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
地域開発事業	31.0　歳	247,750　円	460,417　円
全国平均	46.7　歳	355,410　円	549,881　円

（注）1　平均月収額には、期末･勤勉手当等を含みます。

2　地域開発事業は、公営企業会計区分上宅地造成事業に区分されており、全国平均とは、宅地造成事業における全国平均値です。

③　職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

地域開発事業（福島県）	普通会計（福島県）
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,096 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,663 千円
	※宅地造成事業全国平均　1,631 千円
（令和5年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.00　月分 （1.375）月分　（0.975）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.00　月分 （1.375）月分　（0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～20% ・管理職加算　15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～20% ・管理職加算　15～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ　退職手当（令和6年４月１日現在）

地域開発事業（福島県）			普通会計（福島県）		
（支給率）	自己都合	勧奨･定年	（支給率）	自己都合	勧奨･定年
勤続20年	ー 月分	ー 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	ー 月分	ー 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	ー 月分	ー 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	ー 月分	ー 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分

その他の加算措置 － 1人当たり平均支給額　－ 千円　－ 千円	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～ 20%加算) 1人当たり平均支給額　7,931 千円　22,779 千円 ※宅地造成事業全国平均　6,673 千円

(注)令和5年度における退職者はいません。

ウ　地域手当（令和6年４月１日現在）

支給実績(令和4年度決算)			0　千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			0　円
支給対象地域等	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
県内全市町村	0.0　%	1　人	0.0　%

(注)令和4年度における支給実績はありません。

エ　特殊勤務手当（令和6年４月１日現在）

支給総額(令和5年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)	0.0 %
手当の種類(手当数)	0

(注)令和4年度における支給実績はありません。

オ　時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	46 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	46,000 円
支給実績(令和4年度決算)	77 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	770,000 円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ　その他の手当（令和6年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
管理職手当	知事部局に同じ			0　千円	0　円
扶養手当	〃			0　千円	0　円
住居手当	〃			206　千円	206,000　円
通勤手当	〃			0　千円	0　円
休日給	〃			0　千円	0　円
夜勤手当	〃			0　千円	0　円

(注) 支給実績のある手当のみ記載しています。

（３）病院事業（病院局）

①　職員給与費の状況

ア　決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) 令和4年度の総費用に占める職員給与費比率
令和5年度	千円 8,295,843	千円 △ 21,567	千円 4,029,809	% 48.6	% 51.7

区　分	職員数	給　　与　　費				一人当たり給与費
	A	給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	B／A
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和5年度	406	1,727,679	764,934	707,964	3,200,577	7,883

(参考)都道府県平均一人当たり給与費
千円
7,713

(注)1　職員手当には退職給与金を含みません。

2　職員数は、令和6年3月31日現在の人数です。

②　職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和６年４月１日現在）

区　分		平 均 年 齢	基本給	平均月収額
福島県	医師	43.3　歳	566,428　円	1,532,819　円
	看護師	42.4　歳	380,588　円	633,650　円
	事務職員	40.2　歳	320,778　円	571,488　円
全国	医師	41.0　歳	574,559　円	1,449,897　円
	看護師	40.1　歳	312,661　円	518,809　円
	事務職員	45.4　歳	328,324　円	528,274　円

(注)　平均月収額には、期末･勤勉手当等を含みます。

③　職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

病院事業(福島県)	普通会計(福島県)
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,529 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,663 千円
	※病院事業全国平均　1,566 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.00　月分 (1.375) 月分　(0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.00　月分 (1.375) 月分　(0.975)　月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～ 20% ・管理職加算　15 ～ 25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5 ～ 20% ・管理職加算　15 ～ 25%

(注)　( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ　退職手当（令和６年４月１日現在）

病院事業(福島県)			普通会計(福島県)		
(支給率)	自己都合	勧奨･定年	(支給率)	自己都合	勧奨･定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～ 20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～ 20%加算)		
1人当たり平均支給額	2,393 千円	0 千円	1人当たり平均支給額	7,931 千円	22,779 千円
			※病院事業全国平均		4,797 千円

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ　地域手当（令和６年４月１日現在）

支給実績(令和5年度決算)			28,652 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			988,000 円
支給対象地域等	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
医師・歯科医師	16 %	29 人	0 %
上記以外	0 %	377 人	0 %

エ　特殊勤務手当（令和６年４月１日現在）

支給総額(令和5年度決算)	129,357 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	328,317 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)	85.10 %
手当の種類(手当数)	10

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
航空業務手当	右記業務に従事した医師又は看護師	航空機に搭乗して行う患者搬送等に従事した場合	1時間1,900円
死体処理手当	右記業務に従事した医師又は看護師	死体処理作業又は解剖補助作業に従事した場合	日額1,100円等
感染症防疫等作業手当	県立病院に勤務する医師、看護職員等	感染症病棟又は病室内において患者の診療、看護等業務に従事した場合	日額290円
有害物等取扱手当	県立病院に勤務する職員	著しく健康を害するおそれがある有害薬物調剤業務等に従事した場合	日額290円～390円
放射線取扱手当	診療放射線技師等	エックス線その他放射線を人体に照射する作業等に従事した場合	日額240円等
特殊環境内作業手当	勤務環境が劣悪な作業場における業務に従事するボイラー技士等	高温多湿、騒音又は悪臭等により勤務環境が劣悪な作業場等において、一定時間以上の作業に従事した場合	日額250円～290円
保健福祉等特殊業務手当	県立病院に勤務する職員	精神保健及び精神障害福祉に関する法律の規定により、精神障がい者に直接接して行う診察立会又は移送業務に従事した場合	日額340円
夜間等特殊業務手当	県立病院に勤務する職員	深夜に行われる看護の業務に従事した場合	1回1,240円～7,300円
病院等特殊業務手当	県立病院に勤務する職員	病院医療職給料表(一)の適用を受ける職員が専ら患者の診療に従事した場合等	月額4,800円～160,000円
災害応急作業等手当	病院事業職員	①異常な自然現象により重大な災害が発生し、もしくは発生する恐れがある場合において、定められた業務に従事した場合 ②東日本大震災に対処するため一定の区域内で行われる作業に従事した場合	①日額710円～2,160円 ②日額660円～40,000円

オ　時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	200,850　千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	433,801　円
支給実績(令和4年度決算)	214,118　千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	499,110　円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ　その他の手当（令和６年４月１日現在)

手　当　名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
扶養手当	知事部局に同じ			44,519　千円	264,994　円
住居手当	〃			27,141　千円	311,966　円
通勤手当	〃			84,806　千円	257,769　円
単身赴任手当	〃			4,960　千円	496,000　円
管理職手当	〃			21,992　千円	845,846　円
特地勤務手当等	〃			5,093　千円	113,178　円
宿日直手当	〃			25,179　千円	1,007,160　円
夜勤手当	〃			36,203　千円	174,053　円
休日給	〃			60,166　千円	297,851　円
寒冷地手当	〃			10,960　千円	67,239　円
初任給調整手当	〃			118,545　千円	3,951,500　円

(注) 支給実績のある手当のみ記載しています。